

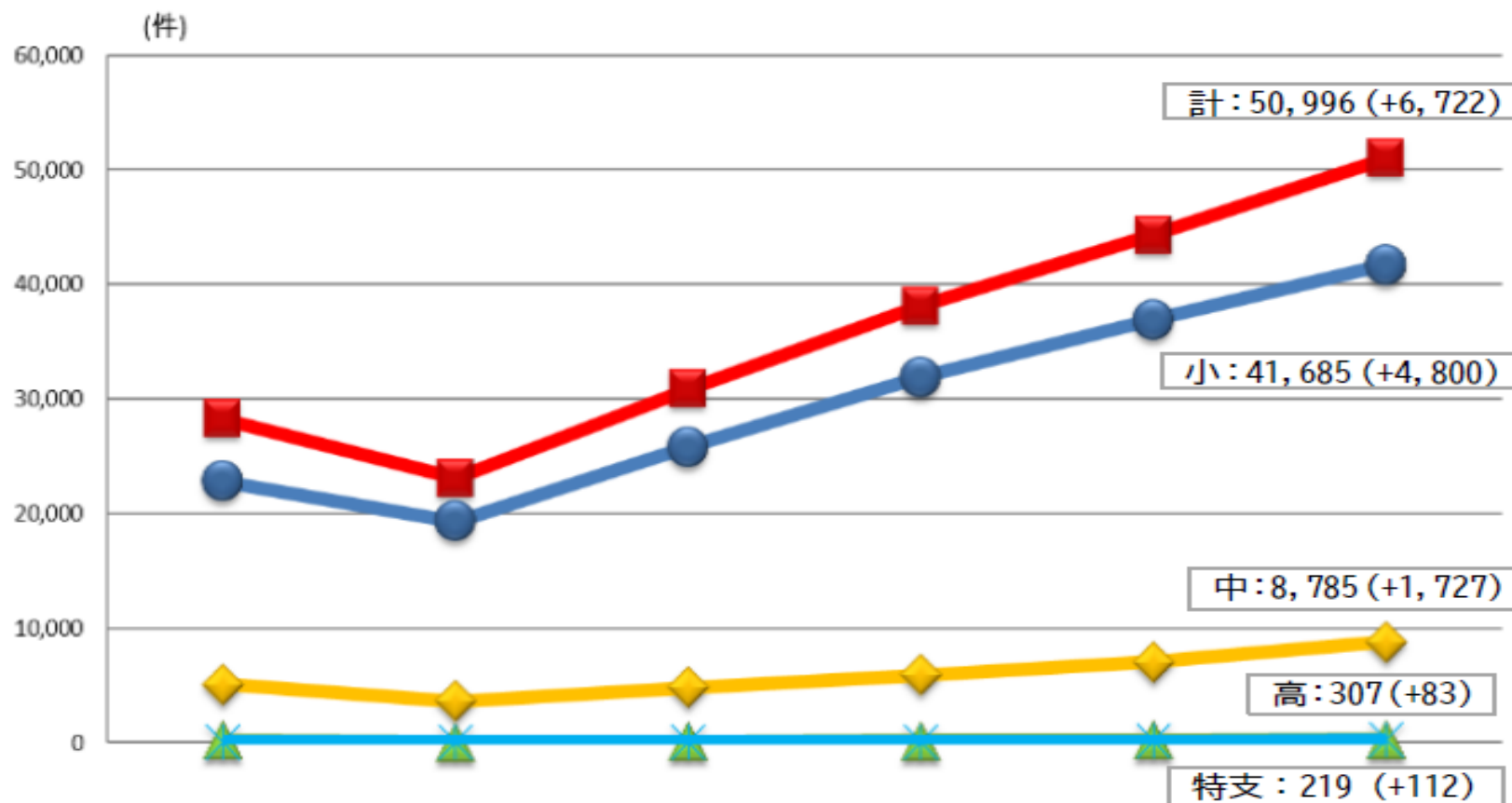
令和7年度 第2回いじめ防止対策調査会

神奈川県における いじめの状況について



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
● 小学校	22,782	19,287	25,770	31,869	36,885	41,685
◆ 中学校	5,114	3,619	4,822	5,917	7,058	8,785
▲ 高等学校	255	94	149	200	224	307
✕ 特別支援学校	94	61	94	101	107	219
■ 計	28,245	23,061	30,835	38,087	44,274	50,996

(2-4) いじめの状況(令和7年3月31日現在の状況)

区分	解消しているもの		解消に向けて取組中(3カ月以上)		解消に向けて取組中(3カ月未満)	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
小学校	29,589	71.0	5,035	12.1	7,037	16.9
中学校	5,716	65.1	1,691	19.2	1,366	15.5
高等学校	237	77.2	47	15.3	17	5.5
特別支援学校	154	70.3	19	8.7	46	21.0
計	35,696	70.0	6,792	13.3	8,466	16.6

(2-5) いじめの現在の状況(令和7年7月20日現在の状況)

区分	解消しているもの		解消に向けて取組中		その他	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
小学校	37,976	91.1	3,673	8.8	36	0.1
中学校	7,444	84.7	1,329	15.1	12	0.1
高等学校	261	85.0	38	12.4	8	2.6
特別支援学校	202	92.2	17	7.8	0	0.0
計	45,883	90.0	5,057	9.9	56	0.1



区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
職員会議等を通じて、いじめの問題に関して教職員間で共通理解を図った	850	100.0	413	100.0	176	100.0	48	98.0	1,487	99.9
いじめの問題に関する校内研修会を実施した	834	98.1	407	98.5	174	98.9	44	89.8	1,459	98.1
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	850	100.0	413	100.0	81	46.0	32	65.3	1,376	92.5
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	792	93.2	390	94.4	68	38.6	27	55.1	1,277	85.8
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	845	99.4	407	98.5	176	100.0	47	95.9	1,475	99.1
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	834	98.1	405	98.1	176	100.0	45	91.8	1,460	98.1
学校・警察連絡員の指定を行った	850	100.0	413	100.0	176	100.0	40	81.6	1,479	99.4
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた	848	99.8	409	99.0	176	100.0	46	93.9	1,479	99.4
保護者やPTAなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	593	69.8	290	70.2	24	13.6	10	20.4	917	61.6
地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	571	67.2	284	68.8	25	14.2	10	20.4	890	59.8
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	715	84.1	352	85.2	41	23.3	17	34.7	1,125	75.6
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	817	96.1	392	94.9	114	64.8	30	61.2	1,353	90.9
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	850	100.0	413	100.0	176	100.0	48	98.0	1,487	99.9
いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	850	100.0	413	100.0	176	100.0	49	100.0	1,488	100.0
学校総数	850		413		176		49		1,488	

(注1)複数回答のため、校数の合計は学校総数と合わない。また、構成比の合計は100%を超える。(注2)構成比は、各区分における学校総数に対する割合。

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
学校の教職員等が発見	16,135	38.7	2,777	31.6	116	37.8	138	63.0	19,166	37.6
学級担任が発見	5,400	13.0	1,012	11.5	20	6.5	92	42.0	6,524	12.8
学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	1,344	3.2	922	10.5	8	2.6	25	11.4	2,299	4.5
養護教諭が発見	188	0.5	77	0.9	10	3.3	2	0.9	277	0.5
スクールカウンセラー等の相談員が発見	62	0.1	25	0.3	3	1.0	3	1.4	93	0.2
アンケート調査など学校の取組により発見	9,141	21.9	741	8.4	75	24.4	16	7.3	9,973	19.6
学校の教職員等以外からの情報により発見	25,550	61.3	6,008	68.4	191	62.2	81	37.0	31,830	62.4
本人からの訴え	11,792	28.3	3,549	40.4	138	45.0	28	12.8	15,507	30.4
当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え	10,310	24.7	1,634	18.6	36	11.7	15	6.8	11,995	23.5
児童・生徒(本人を除く)からの情報	2,586	6.2	637	7.3	9	2.9	7	3.2	3,239	6.4
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	736	1.8	146	1.7	8	2.6	4	1.8	894	1.8
地域の住民からの情報	26	0.1	9	0.1	0	0.0	0	0.0	35	0.1
学校以外の関係機関(相談機関等を含む)からの情報	76	0.2	20	0.2	0	0.0	27	12.3	123	0.2
その他(匿名による投書など)	24	0.1	13	0.1	0	0.0	0	0.0	37	0.1
計	41,685	100	8,785	100	307	100	219	100	50,996	100

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
学級担任に相談	32,355	77.6	6,179	70.3	225	73.3	193	88.1	38,952	76.4
学級担任以外の教職員に相談(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	6,033	14.5	2,353	26.8	88	28.7	53	24.2	8,527	16.7
養護教諭に相談	1,018	2.4	389	4.4	26	8.5	10	4.6	1,443	2.8
スクールカウンセラー等の相談員に相談	567	1.4	271	3.1	15	4.9	12	5.5	865	1.7
学校以外の相談機関に相談(電話相談やメール等も含む)	170	0.4	89	1.0	8	2.6	14	6.4	281	0.6
保護者や家族等に相談	14,605	35.0	2,636	30.0	72	23.5	52	23.7	17,365	34.1
友人に相談	2,139	5.1	677	7.7	19	6.2	7	3.2	2,842	5.6
その他(地域の人など)	136	0.3	12	0.1	0	0.0	0	0.0	148	0.3
誰にも相談していない	2,023	4.9	504	5.7	5	1.6	5	2.3	2,537	5.0
いじめの認知件数	41,685		8,785		307		219		50,996	

(注1) 複数回答のため、件数の合計は認知件数と合わない。また、構成比の合計は100%を超える。(注2) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った	547	1.3	388	4.4	65	21.2	25	11.4	1,025	2.0	
別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した	986	2.4	569	6.5	40	13.0	105	47.9	1,700	3.3	
緊急避難として欠席させた	1	0.0	3	0.0	11	3.6	0	0.0	15	0.0	
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した	435	1.0	799	9.1	5	1.6	2	0.9	1,241	2.4	
学級替えをした	13	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	14	0.0	
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した	445	1.1	271	3.1	34	11.1	9	4.1	759	1.5	
児童相談所等の関係機関と連携して対応した(サポートチームなども含む)	97	0.2	65	0.7	2	0.7	6	2.7	170	0.3	
関係機関との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	80	0.2	119	1.4	4	1.3	3	1.4	206	0.4
	イ 首長部局等(児童相談所等の関係機関を除く)との連携	6	0.0	6	0.1	0	0.0	1	0.5	13	0.0
	ウ 病院等の医療機関等との連携	37	0.1	37	0.4	3	1.0	16	7.3	93	0.2
	エ その他の専門的な関係機関との連携	62	0.1	20	0.2	5	1.6	8	3.7	95	0.2
	オ 地域の人材や団体等との連携	28	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	28	0.1
いじめの認知件数		41,685		8,785		307		219		50,996	

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った	468	1.1	146	1.7	36	11.7	23	10.5	673	1.3	
校長、教頭が指導した	1,014	2.4	49	0.6	43	14.0	2	0.9	1,108	2.2	
別室指導した	135	0.3	50	0.6	32	10.4	12	5.5	229	0.4	
学級替えをした	10	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	0.0	
退学 懲戒処分としての退学	-	-	-	-	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
転学 その他	3	0.0	1	0.0	7	2.3	0	0.0	11	0.0	
停学	-	-	-	-	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
出席停止	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	0	0.0	
自宅学習・自宅謹慎	-	-	-	-	7	2.3	1	0.5	8	0.0	
訓告	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
保護者への報告	26,887	64.5	6,903	78.6	199	64.8	192	87.7	34,181	67.0	
いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導	24,746	59.4	5,400	61.5	57	18.6	95	43.4	30,298	59.4	
関係機関との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	181	0.4	148	1.7	3	1.0	7	3.2	339	0.7
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	140	0.3	64	0.7	0	0.0	8	3.7	212	0.4
	ウ 首長部局等(イを除く)との連携	5	0.0	7	0.1	0	0.0	0	0.0	12	0.0
	エ 病院等の医療機関等との連携	96	0.2	20	0.2	2	0.7	17	7.8	135	0.3
	オ その他の専門的な関係機関との連携	81	0.2	30	0.3	4	1.3	9	4.1	124	0.2
	カ 地域の人材や団体等との連携	50	0.1	4	0.0	0	0.0	0	0.0	54	0.1
いじめの認知件数	41,685		8,785		307		219		50,996		

重大事態発生件数		R1	R2	R3	R4	R5	R6
		25	14	8	14	22	85
(件)	第1号	8	3	4	7	9	50
	第2号	20	13	5	13	18	62

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(第1号)
- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(第2号)

いじめの重大事態調査について

- 重大事態の調査は、学校の設置者又は学校が行うこととされている。
- 調査の実施主体については、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断する。

[判断の考え方]

○教育委員会において調査を実施するケース

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該学校を所管する教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

○学校主体で調査を実施するケース

- ・ 不登校重大事案(対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行うこととする。)

(※改定された国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」および「県いじめ防止基本方針」より抜粋)

いじめの重大事態調査について

◆今後の重大事態調査の方針

**不登校重大事態調査の
調査主体**

原則として学校主体で調査

県教育委員会の支援

指導・助言、人的支援を
含めた支援（弁護士や
学識経験者の派遣など）

学校での対応 ～いじめ事案を肥大化させたいために～

「いじめ防止対策推進法」や「県いじめ防止基本方針」に則り、
早期発見・早期対応・組織的な対応を行うこと

令和6年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査
調査結果の概要（学校用）

1 主な調査結果

項目（調査対象）	令和6年度	令和5年度	増減
暴力行為の発生件数 （公立小・中・高等学校）	14,537件	11,792件	2,745件 増加
いじめの認知件数 （公立小・中・高・特別支援学校）	50,996件	44,274件	6,722件 増加
いじめの解消率			
令和7年3月31日現在の状況	70.0%	71.3%	1.3ポイント 減
令和7年7月20日現在の状況【県独自】	90.0%	91.6%	1.6ポイント 減
公立小・中学校 長期欠席者数	34,545人	32,984人	1,561人 増加
うち小・中学校不登校児童・生徒数	24,250人	23,629人	621人 増加
公立高等学校 長期欠席者数	8,251人	8,068人	183人 増加
うち高等学校不登校生徒数	3,850人	3,947人	97人 減少
中途退学者数 （公立高等学校）	2,180人	2,253人	73人 減少

(2) いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校）

※神奈川県教育委員会独自の調査項目：「いじめの現在の状況(令和7年7月20日現在の状況)」

いじめの認知件数について

公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より6,722件増加し、50,996件でした。全ての校種において認知件数が増加しました。いじめの解消率は、令和7年3月31日時点の70.0%から、令和7年7月20日時点で90.0%となりました。

いじめの認知件数の増加は、いじめを受けた側にとって積極的に認知した結果といえます。そして認知したいじめの解消に向けて取り組んでいます。一方で、多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたことも事実です。

学年別いじめの認知件数において、小学校1年生から5年生の発生件数が多く、全体の約7割を占めていますが、低学年から『いじめは何があってもしてはいけない』ことや、『傍観者になることなく、全員でいじめをなくす』ことなど、いじめに関する指導・支援を重ねたことで、小学校6年生以降の学年でいじめの認知件数が減少したと考えられます。

今後も、全ての教員がいじめの定義を理解し、些細な兆候も見逃さず、粘り強く指導・支援をお願いします。

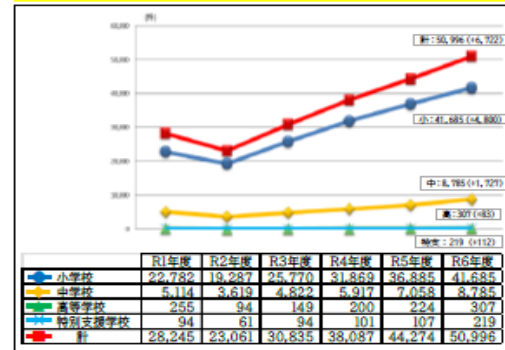
いじめの重大事態について

公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの重大事態の発生件数は85件であり、前年度の約4倍（63件増）となりました。

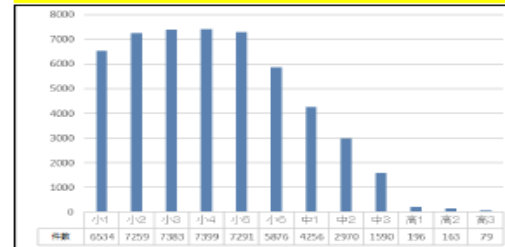
いじめの重大事態が発生した場合、いじめを受けた児童・生徒が、一刻でも早く安全で安心できる生活に戻ることができるように対処するとともに、次の重大事態を発生させないために、十分な調査を行い分析することが大切です。

いじめに対しては、早期発見・早期対応が重要であり、『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト』を活用し、平時より、学校全体でいじめの防止に取り組み、重大化させないことが必要です。

いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



学年別いじめの認知件数（公立小・中・高・特別支援学校）



<参考>みんなが「わくわく」する学校に8~10ページ

いじめの重大事態の発生件数

重大事態発生件数	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第1号	25	14	8	14	22	85
第2号	8	3	4	7	9	50
計	20	13	5	13	18	62

いじめの重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1号）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第2号）

<参考>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂版）